○国土交通省告示第九百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

皇子川二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田字狭野

一番二九　一号及び二号

三番一九六　十四号及び十五号

三番五四　十六号及び十七号

三番五三　十八号から二十号まで

三番五二　二十一号

三番一七五　二十二号及び二十三号

三番五一　二十四号

三番一七五地先道路敷　二十五号から二十八号まで

三番二二地先道路敷　二十九号

三番二二　三十号及び三十一号

三番二〇　三十二号及び三十三号

三番二四七　三十四号及び三十五号

宮崎県西諸県郡高原町猪之尾国有林

二〇九〇林班　リ[1]小班　三号から六号まで

リ小班　七号及び八号

リ[3]小班　九号及び十号

ぬ小班　十一号から十三号まで

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

武床谷

三　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市吉之元町霧島国有林

二三九林班　は小班　一号から七号まで

宮崎県都城市吉之元町

五二六二番二六　八号及び十二号

五二六二番一九　九号

五二六一番一七〇　十号

五二六二番二〇　十一号

五二六一番二九　十三号及び十四号

五二六二番二一　十五号及び十六号

五二六二番三二　十七号

五二六二番三三　十八号

五二六一番二八　十九号

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

武床谷

一　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市吉之元町霧島国有林

二三八林班　り小班　一号及び十六号

ほ小班　二号及び十五号

く小班　十一号及び十二号

く小班地先道路敷　十三号

く[1]小班　十四号

二三九林班　ほ小班　三号から五号まで

に小班　六号から十号まで

四　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

築切川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県球磨郡五木村甲字築切

四九四六番二二　一号

四九四六番六　二号から十五号まで

四九四六番五　十六号から三十四号まで

○国土交通省告示第九百六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりである。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1346	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「パナホームW」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	パナホーム株式会社 代表取締役 松下　龍二	大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号	平成28年8月18日
1347	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「パナホームW」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	パナホーム株式会社 代表取締役 松下　龍二	大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号	平成28年8月18日
1348	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「パナホームW」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	パナホーム株式会社 代表取締役 松下　龍二	大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号	平成28年8月18日
1349	時刻歴応答解析を用いて検証する「勝どき五丁目地区第一種市街地再開発事業　施設建築物（B－1街区）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	勝どき五丁目地区市街地再開発組合 理事長 山内榮一郎	東京都中央区勝どき二丁目十番四号	平成28年8月18日

○東北地方整備局告示第百八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により告示する。

平成二十八年八月二十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第1　起業者の名称　宮城県

第2　事業の種類　県道丸森柴田線改築工事（坂津田道路・宮城県角田市坂津田字上地内から同市坂津田字石切地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　宮城県角田市坂津田字上、字筒目木、字銀杏、字銀杏下、字八反田、字平口前及び字石切地内

2　使用の部分　宮城県角田市坂津田字上、字筒目木、字銀杏下及び字石切地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県角田市坂津田字上地内から同市坂津田字千海田地内までの延長1.76kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道丸森柴田線改築工事（坂津田道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。